



# 埼玉県報

第 466 号  
令和 5 年(2023 年)  
11 月 17 日  
金曜日

## 目次

### 告示

- 自動車税等データエントリー業務委託（単価契約）に関する落札者等の公示（税務課）
- 石油ストーブに関する落札者等の公示（入札課）
- 加須都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- クリーニング業法第 8 条の 2 第 1 項の規定に基づくクリーニング師の研修及び同法第 8 条の 3 の規定に基づく業務従事者の講習の指定（生活衛生課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 県営土地改良事業荒木地区（区画整理事業）の工事完了（加須農林振興センター）
- 森林法第 189 条の規定に基づく告示（森づくり課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 指定納付受託者の指定（出納総務課）
- 一般国道 462 号の供用の開始（本庄県土整備事務所）
- 一般国道 462 号の道路の占用を制限する区域の指定（本庄県土整備事務所）
- 県道三郷幸手自転車道線の区域の変更（越谷県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）

# 告 示

## 埼玉県告示第千三百五十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和五年十一月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

- 1 購入等件名及び数量  
自動車税等データエントリー業務委託（単価契約）850,000件
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県総務部税務課税務システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和5年10月3日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社K S Kテクノサポート 東京都稲城市百村1625番地2
- 5 落札金額  
32.00円（消費税及び地方消費税を除く）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
令和5年8月22日

# 告 示

## 埼玉県告示第千三百五十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和五年十一月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量  
石油ストーブ 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県教育局教育総務部財務課 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和5年9月22日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社栗原商店 埼玉県川口市栄町1丁目10番22号
- 5 落札金額  
25,256,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
令和5年8月4日

## 告 示

### 埼玉県告示第千三百五十三号

加須市から加須都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和五年十一月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

# 告示

## 埼玉県告示第千三百五十四号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二第一項の規定によるクリーニング師の研修及び同法第八条の三の規定による業務従事者の講習として次のとおり指定した。

令和五年十一月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 主催者

東京都港区新橋六丁目八番二号

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

### 二 通信制により受講するクリーニング師の研修の申込受付期間

令和五年十一月二十七日から十二月二十二日まで

### 三 通信制により受講する業務従事者の講習の申込受付期間

令和五年十一月二十七日から十二月二十二日まで

### 四 受講料

イ クリーニング師の研修の受講料 五千円

ロ 業務従事者の講習の受講料 四千五百円

## 告示

### 埼玉県告示第千三百五十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十一月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

若葉ウオーク

埼玉県鶴ヶ島市富士見一丁目二番地 外

##### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市新宿町一丁目十番地一 外 計二十五者

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市新宿町一丁目十番地一 外 計二十六者

#### ハ 変更年月日

令和五年九月一日

#### ニ 届出年月日

令和五年十一月二日

#### 二 縦覧期間

令和五年十一月十七日から令和六年三月十七日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

##### イ 意見書提出期間

令和五年十一月十七日から令和六年三月十七日まで

##### ロ 意見書提出先





# 告示

## 埼玉県告示第千三百五十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十一月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク光が丘店

埼玉県和光市白子一丁目二十九番三十八号

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）ベルク和光光が丘店

埼玉県和光市白子一丁目二十九番三十八号外

（変更後）ベルク光が丘店

埼玉県和光市白子一丁目二十九番三十八号

### ハ 変更年月日

令和五年六月二十八日

### ニ 届出年月日

令和五年十一月七日

### 二 縦覧期間

令和五年十一月十七日から令和六年三月十七日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

### イ 意見書提出期間

令和五年十一月十七日から令和六年三月十七日まで

### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

## 埼玉県告示第千三百五十七号

県営土地改良事業荒木地区（区画整理事業）の工事を令和三年三月十二日完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公告する。

令和五年十一月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

# 告 示

## 埼玉県告示第千三百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定による通知に係る保安林の所有者のうち次の者の所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容をときがわ町役場及び美里町役場に掲示し、その要旨を次のとおり告示する。

令和五年十一月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 所在が不明な者の氏名（又は名称）

神岡さく、清水利次、清水利喜松、高山登、福島英夫、福島英雄、古川節雄、松本清英

二 通知の要旨

イ 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。

ロ 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、令和五年十月十七日付埼玉県告示第千二百号（保安林の指定施業要件の変更予定）によること。

# 告 示

## 埼玉県告示第千三百五十九号

測量計画機関である国土交通省不動産・建設経済局から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十一月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

国土交通省不動産・建設経済局

### 二 作業種類

公共測量（基準点測量、車載写真レーザー測量）

### 三 作業地域

埼玉県川口市

### 四 作業期間

令和五年六月三十日から令和六年三月十五日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第千三百六十号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和五年十一月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 許可番号

第二〇二一―三三―〇号

### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県東松山市大字石橋字女堀千六百二十二番五の一部外十一筆

### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 九百四十五・九三七立方メートル

浸透効果量 〇・一二五五立方メートル毎秒

# 告示

## 埼玉県告示第千三百六十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる歳入の納付について同表の中欄に掲げる者を指定納付受託者に指定した。

令和五年十一月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 歳入、指定納付受託者の事務所の所在地等及び指定期間

歳入	指定納付受託者の事務所の所在地、名称及び代表者氏名	指定期間
埼玉県証紙条例を廃止する等の条例（令和四年埼玉県条例第四十四号）の施行に伴い実施するキャッシュレス決済を利用して納付される歳入	埼玉県さいたま市浦和区常盤七丁目四番一号 株式会社埼玉りそな銀行 代表取締役社長 福岡 聡 大阪府大阪市浪速区湊町一丁目二番三号 株式会社アップラス 代表取締役社長 嶋田 貴之	令和五年十月一日から令和十年十月三十一日まで

二 指定をした日

令和五年九月十九日

## 告 示

### 埼玉県本庄県土整備事務所長告示第二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年十一月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十一月十七日

埼玉県本庄県土整備事務所長 木 村 和 正



<p>路 線 名</p>	<p>一般国道四百六十二号</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>本庄市児玉町児玉字仲町七三番一 地 先から同市児玉町八幡山字鍛冶町一 九四番一地先まで（ただし、関係図面 に表示する部分に限る。）</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和五年十一月十七日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十五年八月六日付け 埼玉県本庄県土整備事務所 長告示第九号及び令和二年 四月二十四日付け埼玉県本 庄県土整備事務所長告示第 四号で告示した道路予定区 域の一部供用開始である。延 長三六五・六〇メートル</p>

## 告 示

### 埼玉県本庄県土整備事務所長告示第二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和五年十一月十七日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十一月十七日

埼玉県本庄県土整備事務所長 木 村 和 正

一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

一般国道 四百六十二号 本庄市児玉町児玉字仲町七三番一地先から

同市児玉町八幡山字鍛冶町一九四番一地先まで

（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和五年十一月十八日

## 告 示

### 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年十一月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十一月十七日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小 島 茂

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 三郷幸手自転車道線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p style="text-align: center;">三郷市田中新田字中ノ割一四六番二八地先から 同市田中新田字上ノ割一四一番五地先まで</p>		<p style="text-align: center;">区 間</p>
<p style="text-align: center;">五・〇〇〃 一一・五〇</p>	<p style="text-align: center;">七・五〇〃 七・五〇</p>	<p style="text-align: center;">敷地の幅員 (メートル)</p>
<p style="text-align: center;">二五八・七九</p>	<p style="text-align: center;">二五六・一八</p>	<p style="text-align: center;">延長 (メートル)</p>
		<p style="text-align: center;">備 考</p>

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和五年十一月十七日

埼玉県川越建築安全センター所長 金澤 圭 竹

#### 一 許可番号

令和五年二月一日

指令川建セ第〇四〇一五〇号

#### 二 検査済証番号

令和五年十一月十四日

川建セ第〇五〇一四号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県入間郡越生町大字上野字桜木千二百十九番一

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県入間郡越生町大字上野千二百十三番地二

浅野 真由美